

令和2年度 茂原市

# 保育所等利用申込案内



〒297-8511

茂原市道表1番地 茂原市役所2階

福祉部子育て支援課保育係

0475-20-1573 (直通)

## 【目次】

1.クラス編成について.....	1
2.手続き方法について.....	2
3.申込みの流れ.....	6
4.保育料について.....	12
5.お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ.....	15
6.保育所Q&A.....	16
7.一時預かり保育事業について.....	19
8.茂原市内の保育施設.....	20

## 1. クラス編成について

---

保育所等の学年編成は4月1日時点満年齢によって区分されます。

令和2年度のクラス編成は次のとおりです。

基本的に、年度の途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに移ることはありません。

クラス	児童の生年月日
5歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日
4歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日
3歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
2歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
1歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
0歳児	平成31年4月2日～

## 2. 手続き方法について

### 【教育・保育給付認定の種類】

保育所や幼稚園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

教育・保育給付 認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
第1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園(※)、認定こども園
第2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 <b>保育を必要とする子ども</b>	保育所、認定こども園
第3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 <b>保育を必要とする子ども</b>	保育所、認定こども園、 小規模保育事業

※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園となります。(令和元年10月1日現在、茂原市内では公立幼稚園のみ)

※認定した後に希望施設(保育所など)の利用可否を決定するため、認定を受けた場合であっても、希望施設の利用(保育所などの入園)ができるとは限りません。

### 【施設・事業の種類について】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。また地域における子育て支援の場を設けています。
小規模保育事業	3歳未満のお子さんを対象に、少人数(6~19名)による保育を行う施設です。

### 【保育の必要量に応じた区分】

第2号認定または第3号認定を受けた方は、保育の必要量によって更に『保育標準時間』『保育短時間』のいずれかの認定を受けるようになります。

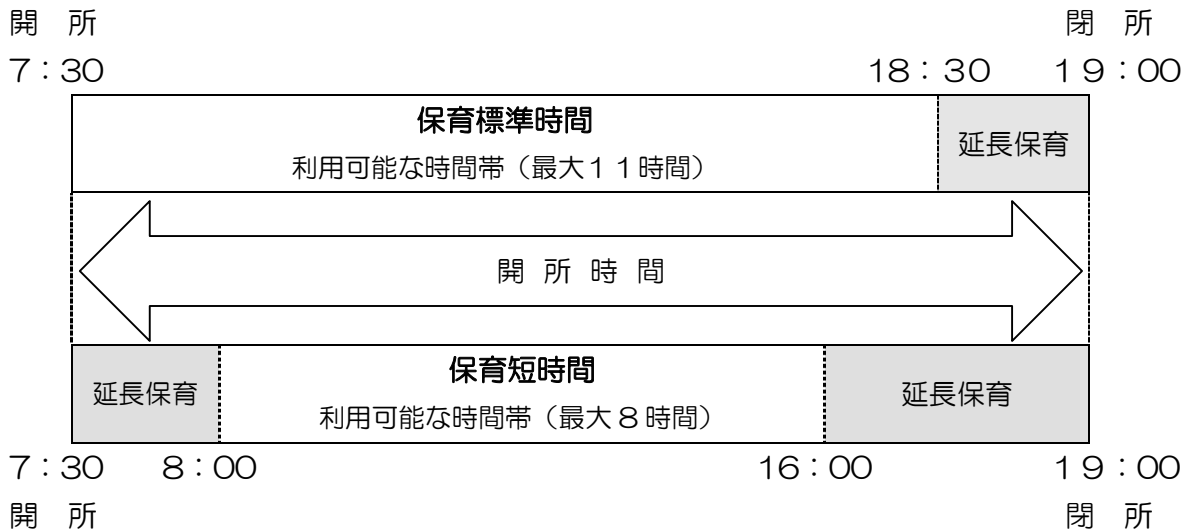
認定区分	保育の必要量	預かり時間
保育標準時間	1ヶ月あたり120時間以上の就労	最大11時間まで (フルタイム就労を想定した利用時間)
保育短時間	1ヶ月あたり60時間以上、120時間未満の就労	最大8時間まで (パートタイム就労を想定した利用時間)

※預かり時間を超えた時間が延長保育時間となります。(別途延長保育料がかかります。)

※児童の年齢や健康・発達状況によっては、保育標準時間の認定を受けた場合でも、保育短時間と同等のご利用をお願いする場合があります。

各認定区分で認定を受けた場合であっても、保護者の就労等の実態に即した「保育を必要とする時間」での利用となります。

◆イメージ（公立保育所の場合）※施設により異なります。



**【保育を必要とする事由】**

第2号・第3号認定の申請をする際は、保護者の「保育を必要とする事由」を確認させていただきます。「保育を必要とする事由」として認められるのは、次の項目です。

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 ◆70歳未満の同居親族（祖父母・中学校卒業以上の兄弟・おじ・おば等）

※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※父・母のどちらか一方が単身赴任等で別居している場合も「保育を必要とする事由」が必要です。

保育を必要とする事由		利用時間	
		標準時間	短時間
①就労	居宅外での労働や居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。(月60時間以上の就労)	○	○
②出産の前後	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。(出産予定日をはさんで、前2か月、後3か月以内)	○	○
③疾病・障害	保護者が疾病や怪我、または精神もしくは身体に障害を有していること。(保育が困難と認められる場合。)	○	○
④同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族等を常時、介護・看護していること。	○	○
⑤災害復旧	火災や風水害、地震などの災害の復旧に当たっていること。	○	○
⑥求職中・起業準備	求職活動(起業の準備も含む)を継続的に行っていること。入所している際、3か月以内に就労を開始することが条件。	—	○
⑦就学	通学していること。(学校教育法に規定された学校等、職業訓練校における職業訓練) ※通信教育は入所理由に該当しません。	○	○
⑧その他	上記に類する状態にあること。	状況により判断	

## 【申込に必要な書類】

1～5の書類一式と状況により必要な書類

※すでに入所（園）している兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹同時に申し込みをする場合は不要な書類もあります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

必 要 な 書 類			✓ 欄		
1	共通	子どものための教育・保育給付認定申請書	<input type="checkbox"/>		
2		保育所等利用申込書	<input type="checkbox"/>		
3		保育所（園）入所申込みに関する状況票	<input type="checkbox"/>		
4		アレルギーチェック票	<input type="checkbox"/>		
5	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書		父	母	
①	就労 (月 60 時間 以上の就労)	会社勤め (被雇用者)	1.就労（内定）証明書 ※雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に就労証明書の提出が必要になります。 ※勤務先が複数ある場合は、それぞれ提出してください。 2.シフト表（シフト勤務の方のみ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自営業	1.就労（内定）証明書 2.事業を確認できる書類 (青色申告書の写し、開業届の写し、営業証明書、チラシ等開業が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		内職	就労証明書または任意書式による証明 (雇用主による証明に限る)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		農業	1.農業申立書 2.課税状況のわかる書類（申告書等の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	出産の前後	母子手帳など出産予定日がわかる部分の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③	保護者の疾病・障害	1.病気等申立書 2.診断書または身体障害者手帳・療育手帳等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④	同居親族等の介護・看護	1.介護申立書 2.介護を受ける同居親族の診断書または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳・介護保険証・難病医療証の写し、ケアプランなど	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤	災害復旧	罹災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥	求職活動 ・ 起業準備	求職（起業）申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦	就学	合格通知（就学前の場合）あるいは在学証明書または学生証（顔写真付き）、カリキュラム（時間割）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧	その他	状況により依頼いたします	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注）ご提出いただいた就労証明書に基づき、就労実態を事業所に伺う等の調査を行う場合があります。

注）茂原市民の方が市外の施設利用を希望する場合は、茂原市での申込みになります。申込期間は希望する施設の市区町村によって異なりますので各市区町村にお問い合わせください。

## 【状況に応じて提出が必要な書類】

《対象者》◆父 ◆母 ◆◆同居している内縁の夫・妻

◆70歳未満の同居親族（祖父母・おじ・おば等） ◆申請児童 ◆申請児童の兄弟姉妹

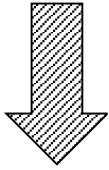
家庭の状況		必要書類	✓欄
6	70歳未満の同居親族がいる場合 ( <u>祖父母以外も含む</u> ) ※70歳未満とはS24.4.2以降生まれ	同居親族が児童を保育することができないことを証明する各種証明書 (同居をしていない場合でも同住所の場合必須) (4ページ表の4①~⑦を参照)	<input type="checkbox"/>
7	離婚調停中で父または母の一方と別居している場合	事件係属証明書または呼び出し状、調停期日通知書	<input type="checkbox"/>
8	市内の保育施設等で勤務する場合	・保育士証の写し(こども園の場合は幼稚園教諭免許状の写しも必要)	<input type="checkbox"/>
9	同居世帯に障害者(児)がいる場合	・家庭状況確認票 ・身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し	<input type="checkbox"/>
10	国民年金の障害基礎年金を受給している方が同一世帯にいる場合	家庭状況確認票および国民年金・厚生年金保険年金証書の写し	<input type="checkbox"/>
11	児童扶養手当を受給している場合	家庭状況確認票および児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>
12	特別児童扶養手当の支給対象児童	家庭状況確認票および特別児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>
13	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書の写し	<input type="checkbox"/>
14	保護者が育児休業からの復職のため、保育所等の利用を申込み場合	就労証明書の育児休業期間欄に期間を記載または育児休業証明書等育児休業期間が記載されているもの ※雇用主による証明	<input type="checkbox"/>
15	就学前の兄弟姉妹が他の施設に通園している場合	幼稚園等の在園証明書	<input type="checkbox"/>
16	就学前の兄弟姉妹が認可外保育施設などに入所、または別居の親族等に保育されている場合	就学前児童保育可能理由書	<input type="checkbox"/>
17	兄弟姉妹の入所施設が別となる場合でも入所を希望する場合	兄弟姉妹が別保育施設に入所することに関する注意事項	
18	茂原市外の施設の利用を希望する場合	子育て支援課へ直接お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
19	転出により市外の施設の利用を希望する場合	子育て支援課へ直接お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>

- ・必ず茂原市指定の書類にご記入のうえご提出ください。
- ・書類提出後に、確認事項がある場合などは、ご連絡のうえで新たな書類の提出を依頼します。
- ・ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は提出前にコピーをお取りください。
- ・消せるボールペン等書き換えの可能な筆記用具は使用しないでください。

### 3. 申込みの流れ

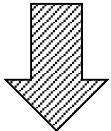
---

申請書の提出（教育・保育給付認定申請・保育所等利用申込）



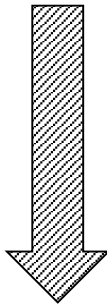
- ・教育・保育給付認定は保育の必要な事由により、保育の必要性を認定するための申請です。
- ・郵送・FAX等の受付は行っておりません。
- ・書類不備の場合は、利用調整の対象とならないことがあります。

確認・調査



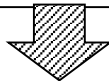
- ・保育の必要性の有無を確認します。（電話、訪問により調査する場合があります。）

支給認定可否決定通知書交付



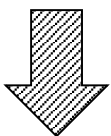
- ・認定された方には支給認定可否決定通知書を発行します。子どものための教育・保育を受ける資格を有することを認定した証明書です。大切に保管してください。
  - ・利用調整結果通知と同日に送付予定です。（4月入所については1月下旬頃）
- 【注意】**支給認定可否決定通知書の交付は保育施設入所承諾書ではありません。入所の可否については、利用調整結果通知によって通知します。

保育所等の利用調整

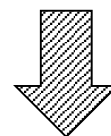


- ・申込み状況や、保育施設の空き状況に応じて市が調整を行います。

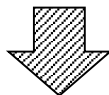
利用調整結果通知



- ・電話での問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・利用希望申込みの最初の月のみ、入所の可否に関わらず文書で通知します。



内定通知



- ・各園にて行われる入所説明会等にご参加ください。

保留通知

入所

- ・入所は毎月1日となります。
- ・入所後「利用承諾書」および「保育料決定通知書」を送付します。

## ①申請書の提出

＜申請書類の配布場所＞

- ・ 茂原市役所 2階子育て支援課の窓口
- ・ 茂原市内の認可保育所等

※茂原市役所のホームページよりダウンロードできます。

＜申請場所＞

- ・ 入所希望時期や入所希望施設によって異なりますので、詳しくは P8 ページをご覧ください。  
※郵送等での申込みは行っておりません。

### 【申込時の注意事項】

- ・ 集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由では申し込みできません。
- ・ 同一世帯に2人以上の就学前児童がいる場合、保育を必要とする状況は同一であるので、全ての児童が保育所等の利用申込みをしていただくことが原則です。育児理由での保育所等の利用はできません。
- ・ 茂原市に居住（住民登録）していることが条件です。
- ・ 児童の病気等で集団保育が困難なときは、利用できない場合もありますので、あらかじめご相談ください。状況に応じて診断書を提出していただく場合があります。（通院・服薬中、アレルギー等がある場合は必ず保育所入所申込みに関する状況票に記入してください。）  
※代理人が申し込む場合は子育て支援課へご相談ください。
- ・ 申請の内容と事実が異なる場合、入所の内定・決定を取り消す場合があります。



## 申込受付場所・日時

### ◆第1希望が公立保育所の方

- ・公立保育所では申込受付を行いません。
- ・当日は書類の提出のみとなりますので、お子様をお連れになる必要はありません。

### <申請日・締切日>

- ・申込み締切日は下記の通りになります。

受付場所	受付日時	
ほのおか館1階(本納公民館) 第1会議室 (駐車スペースが少ないのでご注意ください)	11月19日(火)	9時～16時
市役所102会議室	11月20日(水) ～22日(金)	
市役所子育て支援課	11月24日(日)	

### ◆第1希望が私立保育園等の方

- ・受付場所は第1希望の保育施設となります。
- ・当日は面談を予定していますので、お子様を必ずお連れください。

保育施設名 (受付場所)	電話番号	受付日時	
高師保育園	22 - 2419	11月13日(水)、 14日(木)	9時～11時、(保育を希望) 13時～15時 (保育を希望)
		11月15日(金)	9時～11時、(教育を希望) 13時～15時 (保育を希望)
		11月16日(土)	9時～12時、(保育を希望)
東茂原保育園	23 - 6513	11月12日(火)、 13日(水)	9時～11時、 13時～15時
		11月16日(土)	9時～12時
幼稚園型認定こども園 アップル幼稚園	24 - 6685	11月 1日(金)	9時～12時、(教育を希望) 13時～15時 (保育を希望)
小規模保育事業 はぐくみ	22 - 8187	11月27日(水)	9時～11時

## 令和2年度途中入所保育所等の入所・認定申請受付日

利用希望月	締切日	備考
令和2年5月～ 令和3年2月まで	<u>入所希望月の前々月末</u>	※入所希望月の前々月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その前の開庁日が締切日となります。 <u>申請場所は茂原市役所2階子育て支援課のみとなります。</u>
令和3年3月	令和2年12月28日(月)	

- ・申込みは随時行っておりますが、入所日は原則として毎月1日です。
- ・途中入所の利用調整の時期は毎月10日頃です。

## ②確認・調査

- ・申請された書類の確認をします。提出書類に不明な点がある場合は、保護者や雇用主に電話などで就労等の状況を確認させていただく場合があります。

書類がそろわない場合は、教育・保育給付認定の対象外となり、利用調整を行うことが出来ませんのでご注意ください。

## 【申込後の注意事項】

- ・申込み内容に変更等があった場合や、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は「子育て支援課」にご連絡ください。
- ・出産を事由として利用申込みを行っている場合は、認定の有効期限が限られていることから、認定期間の満了をもって保育所等の利用申込みの有効期限も終了となり、それ以降の利用調整が行われなくなります。認定期間満了後も継続して保育所等の利用を希望する場合には、新たな「保育を必要とする事由」が確認できる証明書と認定内容変更申請書をご提出ください。

## ③保育所等の利用調整（利用可否の決定）

教育・保育給付認定後に、保育所等の利用可否が決まります。

保育所等の利用可否は、申込みの順番で決定するものではありません。

- ・認定申請書および保育を必要とする事由を証明する書類の内容に基づき、利用申請書の優先順位を選考基準により決定し、利用希望施設への利用調整を行います。（利用申込締切日が基準日です。）
- ・希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申込みをされてもご希望に添えないことがあります。なお、定員設定の人数からみて空きがある場合でも、保育施設の状況などにより入所できない場合もあります。
- ・申込書に記載いただいた施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は第2希望以下の施設についても申込書へご記入ください。

## ④利用調整結果の通知

- ・途中入所申込みをし利用内定された方には、電話で連絡をするとともに、「入所内定通知書」を送付いたします。
- ・4月利用申込の方については申込みされた全員の方に令和2年1月下旬に文書で通知します。電話にて連絡はいたしません。
- ・個人情報保護の観点から、利用調整結果に関する電話でのお問い合わせにはお答えしません。

## ●利用保留になった方

- ・利用申込書に記入された利用月のみ、その結果について「入所保留通知書」により文書で通知します。
- ・翌月以降も引き続き年度内は利用調整を行いますので、申込書を毎月提出していただく必要はありません。希望施設への利用が可能となりましたら、電話にて連絡するとともに「入所内定通知書」により文書で通知します。
- ・申込み内容に変更等があった場合や、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合はご連絡ください。

## ⑤入所・入園

- ・利用内定された方は、利用施設での面談や説明会に参加していただきます。その後、利用施設との話し合いの中で入所の準備を進めてください。
- ・認定こども園、小規模保育施設については、保護者と施設で直接契約をしていただきます。保育条件や実費徴収金などをふまえて、児童を預かる・預けるという双方の意思（合意）を確認します。

### 【利用決定後・利用開始後の注意事項】

- ・保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、利用終了（退所）となります。
- ・家庭状況（住所や勤務先、就労状況等）が変わった場合は、施設・事業者及び子育て支援課へご連絡ください。
- ・就労状況等、保育の必要性の事由について確認するため、利用開始後も随時担当者が調査に伺うことがありますので、ご協力ください。なお、申込書類の内容に偽りが判明した時は、入所決定後であっても、入所の取り消しあるいは解除することや、保育料を変更し遡って徴収・還付する場合があります。
- ・4月入所の児童については最初の1週間、給食はありません。（公立保育所のみ。私立保育園、私立認定こども園、小規模保育施設については各園にご確認ください。）

### ●利用施設変更を希望する場合

- ・施設変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく、利用者を決定するにあたり、保育の必要性の高い児童から利用を承諾することになります。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。
- ・施設の変更が決定した場合やご希望に添えなかった場合、元々在籍していた施設には新たな利用者をご案内するため、元の施設には戻れません。

### ●慣らし保育について ※利用開始日より前に慣らし保育をすることはできません。

- ・施設利用当初から慣れない環境で1日過ごすことは、児童にとって大変負担になります。児童の負担を軽減するため、施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばして慣らししていきます。
- ・慣らし保育は入所後から始まり、期間は児童の状況により各施設が判断します。
- ・慣らし保育の期間中は児童のお迎えが早くなりますので、ご注意ください。
- ・利用開始日は基本的に月の初日ですが、保護者が育児休業から復帰する場合は復帰日の原則1週間前（1週間前が前月になる場合は当月初日）となります。（公立保育所のみ。私立保育園、私立認定こども園、小規模保育施設については各園にご確認ください。）

### ●継続入所について（現況届）

- ・入所しているお子様の保育が継続して必要な場合は、継続入所の手続きが必要となります。手続きにつきましては、毎年8月頃に保育施設を通じてお知らせいたします。
- ・期限内に手続きをされない場合には、継続通園の意思および要件が確認できないため、通園期間が終了し退園となりますのでご注意ください。

茂原市保育所等利用調整基準早見表

令和2年度入所希望用

1.保護者の状況点(父母それぞれの点数を合算する)

項目		点数	
居宅外労働	勤務日数月20日以上	1日8時間以上の就労	9
		1日6時間以上の就労	8
		1日4時間以上の就労	7
	勤務日数月15日以上	1日8時間以上の就労	8
		1日6時間以上の就労	7
		1日4時間以上の就労	6
	上記以外で月60時間以上の就労		5
居宅内労働 (自営、 農業含む)	勤務日数月20日以上	1日8時間以上の就労	8
		1日6時間以上の就労	7
		1日4時間以上の就労	6
	勤務日数月15日以上	1日8時間以上の就労	7
		1日6時間以上の就労	6
		1日4時間以上の就労	5
	上記以外で月60時間以上の就労		4
内職その他		4	
出産	出産前後(出産前2か月前、出産後3か月)		9
疾病・ 障がい等	おおむね1か月以上の入院		10
	就床安静を要する場合(おおむね1か月以上)		9
	家庭での保育が一部困難と認められる場合		8
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害手帳1・2級		9
	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害手帳3級		8
看護・ 介護等 (同居の 親族等)	おおむね1か月以上の入院に常時付き添っている場合		9
	要介護認定3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A		9
	要介護認定1・2、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B		6
	要支援認定と同程度と判断できる場合		5
災害復旧	災害復旧従事		10
通学・ 就学	就学就労に係る技能習得等(週5日以上40時間以上)		8
	就学就労に係る技能習得等(週4日以上30時間以上)		6
	就学就労に係る技能習得等(週3日以上20時間以上)		4
	上記以外の就学・就労に係る技能習得等		3
育児休業中		2	
求職中		1	
上記以外で明らかに保育に当たれないものとして市長が認める場合		実地調査等により基準指数を決定する	

2.調整加點

項目		点数
世帯	父又は母が保育士資格を有しており、かつ、市内の保育所等で保育士として就労をしている場合(就労予定を含む)	+5
	母子又は父子の世帯(65歳未満の同居親族がいる場合を除く)	+3
	上記以外の世帯で生活保護世帯	+2
	上記以外の世帯で65歳未満の同居親族がいる母子又は父子の世帯	+1
	上記以外の世帯で離婚調停又は単身赴任等により保護者の一方から保育の協力を得られない世帯	+1
	父又は母が産後休暇又は育児休業明けの場合	+2
	生計中心者が自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中で、生活困窮の状態にあり就労の必要が高い世帯	+2
	65歳未満の同居の親族がいる場合(健康状態や就労状況等によっては適用しない)	-2
	65歳以上70歳未満の同居の親族がいる場合(健康状態や就労状況等によっては適用しない)	-1
	保護者	生計中心者以外の者の、自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る)
常態として保育所開所時間中の労働時間が3時間に満たない場合		-2
児童	児童福祉の観点から保育の利用が必要と認められた場合	+5
	希望する保育所等に兄弟姉妹が在園している場合	+2
	上記以外の場合で保育を利用していない児童が保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹と同時に申込みをする場合	+1
	保育の実施対象年齢の制限等により保育の利用継続ができない場合で、引き続き保育所における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+2
	発達支援の必要が認められた場合	+2
	市外在住者の場合(市内転入予定の場合を除く)	-6

【備考】

- ・1.保護者の状況点において複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の基準指数を適用する。
- ・2.調整加點において同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数の全てを加算及び減算する。
- ・就労時間には、休憩時間を含む。
- ・ひとり親世帯の場合は、父又は母の基準点に10点を加える。
- ・特に定めがある場合を除き、申込期限の日を基準日とする。

<同一点数時の順位>

順位	項目
1	茂原市在住者(転入予定者を含む)
2	ひとり親世帯
3	世帯収入の合算額が低い者
4	養育している未就学児の人数が多い者
5	保護者の希望する保育所等の希望順位の高い者
6	利用申込みが保留となっている期間が長い者

## 4. 保育料について

●保育料について（P14の「令和2年度保育料表」をご参照ください）

※「利用者負担額（保育料）」は国が定める【利用者負担基準額】が改正されるときは、変更されることがあります。

- ・令和元年10月より、保育所等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての児童、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスまでの保育料が無償となりました。
- ・給食費（主食費・副食費）・教材費・行事費等の費用は無償化の対象とならないため、引き続き保護者の負担となります。
- ・3歳児～5歳児クラス園児の副食費は月額4,500円です。

※ 提供する日数が少ない月や、お子様が休んだ場合でも定額で月額4,500円となりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### <副食費の免除制度>

- ・下記①、②、③に該当する方は副食費を免除します。（主食費は免除の対象になりません）

①年収360万円未満相当の世帯の子ども

2号認定子どもの場合：市民税所得割額57,700円未満（要保護世帯の場合77,101円未満）

②全所得階層の第3子以降の子ども

※第3子以降とは、小学校就学前の子どものうち、指定施設を利用する子どもの数です

③全所得階層の第5子以降の子ども

※子どもの年齢制限なし

- ・上記①、②に該当する方は免除の手続きは必要ありません。該当した方へは利用している保育所・認定こども園を通じてお知らせします。
- ・上記③に該当する方については、請求書の申請等のお手続きが必要となります。該当となる方は子育て支援課へご連絡ください。

### <保育料の算定対象者>

保育料算定上の扶養義務者は原則父母です。また同居している祖父母等がいる場合には父母の税額により祖父母等が保育料算定上の扶養義務者となることがあります。（父母が非課税の場合など）

※父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、保育料算定上の扶養義務者となります。戸籍謄本等の書類提出をお願いする場合があります。

※同居祖父母の税額によりに算定する場合は、合算額ではなく、税額が高い方のみでの算定になります。

### <税額>

保育料は、児童の父母等の前年度市区町村民税額または当該年度分市区町村民税額の合算額より算定します。下記のとおり9月分より算定に用いる税額年度が切り換わるため、年度途中で保育料が変更となる可能性があります。

利用月	算定基準となる市区町村民税該当年度
4月～8月	前年度の市区町村民税 例) 令和2年4月～8月の保育料：令和元年度の市区町村民税額より算定
9月～翌3月	当年度の市区町村民税

- ・保育料を認定する際の所得割額計算に、税額控除（住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等）は適用されません。
- ・未婚のひとり親について、地方税法上の寡婦・父控除の適用があったものとみなして税額を計算する制度（要申請）があります。該当する方はお問い合わせください。  
※未婚のひとり親…婚姻によらずに親となった父・母で、現在も結婚（事実婚を含む）していない方。
- ・所得申告（収入なしも含む）されていない方は、申告手続きが必要です。
- ・年度途中で児童が誕生日を迎えても年齢区分は変更となりません。
- ・税額や家族の状況等が変更になった場合は、保育料も変更となる可能性がありますので早めにお知らせください。
- ・延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が加算されます。

#### <多子軽減の対象者>

- ・同一世帯において2人以上の児童が保育施設等に入所している場合は、第2子の保育料は半額とし、第3子以降は無料となります。
- ・3人以上の生計を一にする児童がいる世帯については、保育料の減額が適用される場合があります。
- ・私立幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童発達支援施設等を利用している兄弟がいる場合は、兄弟減額を適用しますので在園証明書等を提出してください。

#### <保育料の納付について>

- ・茂原市では、認可保育所等の利用者の方全員を対象に、口座振替の利用をお願いしています。認可保育所等利用決定時に茂原市口座振替依頼書を配布いたします。必要事項をご記入のうえ、子育て支援課または利用する認可保育所等にご提出ください。
- ・口座振替領収書は発行できませんので、通帳等でご確認ください。なお、通帳等には保育料と副食費が合わさって「保育料」と記載されます。
- ・保育所等の保育料の納付期限は毎月月末となっております。（末日が土曜日または日曜祝日の場合は金融機関の翌営業日となります。）必ず納付期限内にお支払いください。
- ・認定こども園、小規模保育施設につきましては、直接施設への支払いとなります。支払い方法や支払い期限につきましては、各施設に問い合わせください。

#### <延滞について>

- ・納付期限内に納付がない時は、督促・催告の発送の他、市役所職員が電話や自宅訪問による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、**児童手当からの特別徴収（児童手当法第22条）**や財産調査・差押え等を行うことがあります。

#### <その他の費用>

- ・公立・私立での保育料の違いはありません。ただし、施設によっては、保育料とは別に費用（園服や園帽の費用、かばん代、教材費、延長保育料等）を徴収しているところがあり保育料とは別に直接施設にお支払いいただきます。詳細は各施設にお問い合わせください。

## 令和2年度保育料表

カッコ外が保育標準時間認定の保育料、カッコ内が保育短時間認定の保育料（月額）となります。

◆小学校就学前児童が複数いる世帯は、第2子以降の場合「半額」（10円未満切捨て）、第3子以降は「無料」です。

※B階層である世帯の第2子以降は「無料」です。

ただし、税額や子どもの年齢、施設の利用状況により該当しない場合があります。

何番目の子であるかのカウントは、下表「子どもの数の算出方法」により判定します。

階層と市区町村民税額		利用者負担額（保育料）月額（単位：円）		【多子軽減】 子どもの数の算出方法
階層	定義	年齢区分（4月1日時点の年齢）		
		0歳児～2歳児クラス	3歳児クラス～	
A	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)	所得割額が 57,700円未満
B	非課税世帯	0 (0)	0 (0)	
C1	均等割額のみ課税	12,000 (11,700)	0 (0)	
C2	所得割額 48,600円未満	16,000 (15,700)	0 (0)	
D1	所得割額 54,600円未満	19,000 (18,600)	0 (0)	子どもの年齢制限なし
D2	所得割額 60,600円未満	20,600 (20,200)	0 (0)	所得割額が 57,700円以上
D3	所得割額 78,600円未満	28,000 (27,500)	0 (0)	
D4	所得割額 97,000円未満	30,000 (29,400)	0 (0)	小学校就学前の
D5	所得割額 135,100円未満	42,000 (41,200)	0 (0)	子どものうち、
D6	所得割額 169,000円未満	44,500 (43,700)	0 (0)	指定施設 <sup>*1</sup>
D7	所得割額 301,000円未満	59,000 (57,900)	0 (0)	を利用する
D8	所得割額 301,000円以上	65,000 (63,800)	0 (0)	子どもの数

※1 認可保育所、幼稚園、こども園、地域型保育事業（小規模保育事業所等）、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設等

◆低所得のひとり親世帯や在宅障害者（児）のいる世帯等は、負担軽減後の下表が適用になります。

定義	0歳児～2歳児クラス	3歳児クラス～	【多子軽減】 子どもの数の算出方法
上表B階層である世帯	0 (0)	0 (0)	
上表C1階層である世帯	3,800 (3,700)	0 (0)	
上表C2階層である世帯	5,100 (5,000)	0 (0)	子どもの年齢制限なし
上表D1階層である世帯	6,100 (5,900)	0 (0)	
上表D2階層である世帯	6,600 (6,400)	0 (0)	
上表D3階層のうち、 市区町村民税所得割額が77,101円未満である世帯	9,000 (8,800)	0 (0)	

※上表に該当する世帯の第2子以降の保育料は無料です。

◆茂原市が行っている負担軽減後の保育料減免（子どもの年齢制限なし）

階層	第3子	第4子	第5子以降
B階層～D8階層である世帯	4分の3に該当する額	半額	0円

◆その他

- ・4月1日時点の年齢を基準に算定します。年度の途中で誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。
- ・住宅借入金特別控除、配当控除、外国税控除、寄附金控除等の税額控除（調整控除を除く）は保育料算定上、控除の対象にはなりません。（これらを控除する前の税額より算定します。）
- ・複数の軽減内容に該当する世帯については、低い金額を適用します。
- ・未婚のひとり親について、地方税法上の寡婦・父控除の適用があったものとみなして税額を計算する制度（要申請）があります。該当する方はお問い合わせください。  
※未婚のひとり親…婚姻によらずに親となった父・母で、現在も結婚（事実婚を含む）していない方。

## 5. お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ

「言葉が遅れているのでは?」「落ち着きがなくて心配だ。」「身体に障害があるが、保育所に通えるのか?」

上記のことで、保育所等の入所に心配があるお子さんについて、市では、面接などを実施して、児童の状況を確認させていただくとともに、入所先や入所の時期について等を保護者様と話し合いを行います。

入所にあたっては、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要となるなど、特別な配慮が必要である場合、施設の空き状況に関わらず、施設側での受け入れ体制が整うまでの間、入園を保留させていただくこととなります。保育所等が集団生活の場であることや療育機関ではないことを踏まえ、保護者様にはご理解・ご協力をお願いします。

- ・利用申込みにあたり、療育・定期的な通院など行っている児童については、提出書類である「保育所入所申込みに関する状況票」に児童の状況を漏れなく記入してください。
- ・かかりつけ医師からの診断書や所見を提出していただく場合があります。障害手帳・療育手帳をお持ちの場合は内容を確認させていただきますので、申込み時にお持ちください。
- ・特別な配慮が必要な児童については、8:00～16:00の範囲内での保育を実施とさせていただく場合がありますので、ご了承ください。



## 6. 保育所 Q&A

### 支給認定について

Q1 教育・保育給付認定の有効期限はいつまでですか？

A1 第1号認定（教育標準時間）を受けた場合は、教育・保育給付認定が効力を生じた日（効力発生日）から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となります。

第2号認定（満3歳以上・保育）を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、3号認定（満3歳未満・保育）を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達する日の前々日までの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

Q2 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A2 保育必要量は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労など実態に応じたものとなるため、保護者が育児短時間勤務等の制度を利用しているなど、認定された必要量に満たない利用となる場合があります。

Q3 「保育短時間」と認定されましたが、送迎が間に合いません。「保育標準時間」に変更できますか？

A3 就労事由の場合、父母両方が月120時間以上の就労することが就労証明書にて確認できない場合、自動的に保育短時間の認定となります。ただし、通勤時間を考慮し保育標準時間を希望される場合はご相談ください。

### 利用申込みについて

Q1 利用施設の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？

A1 利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数の高い児童から順に利用調整を行います。点数の同じ児童が複数いる場合には、第1希望施設から順に利用調整を行いますので、希望施設の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。ただし、保育施設ごとの利用調整ではないため、「1か所のみ希望だから入りやすい」ということや、「第2希望以降だから不利になる」ということはありません。希望保育施設は、通いたい順に、通える範囲内でなるべく多くご記入ください。

Q2 現在、求職中ですが、利用することができますか？

A2 求職中であっても保育所等の利用申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。認定期間は3カ月間となりますが、期間満了後も利用調整を行い、保育所等の利用が決定した際に、改めて利用開始から3カ月間の認定を行います。なお、利用開始後90日以内に月60時間以上の就労内容が確認できる就労証明書が提出されない場合は、その月末をもって利用解除（退園）となります。

Q3 申し込み後に、希望園の変更はできますか？

A3 申し込み後に変更をする方は、新たな希望園を各月の締切日までに子育て支援課へお知らせください。

Q4 兄弟姉妹同時の利用申請ですが、何か注意点はありますか？

A4 茂原市では兄弟姉妹別々の利用希望施設の利用調整を基本的には行っておりません。兄弟姉妹同時の

利用申請をする場合には、利用希望施設は兄弟姉妹ともに同じ施設をご記入ください。

既に上のお子さんが保育施設等の利用をされている場合には、上のお子さんと同じ施設の利用調整をすることになります。ただし、兄弟姉妹別施設でも保護者の方の送迎等で問題ない場合は注意事項に同意のうえ、お申込みいただくことは可能です。

Q5 保育所等の利用決定後に辞退した場合、再度利用申込みすることはできますか？

A5 辞退（キャンセル）されたことによる再申込みの制限はありません。保育を必要としなくなりましたら、早急に利用申込みの取り下げをお願いします。

Q6 保育所等を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A6 利用申込書に記入された利用月のみ、その結果について「利用調整結果通知書（保留通知）」の文書で通知しますが、翌月以降も利用を希望する場合は、年度内に続けて新たな申込みをする必要はありません。ただし、就労・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、子育て支援課まで必ずご連絡ください。状況に応じて、提出が必要な書類をご案内します。その際、支給認定の内容に変更が生じることがあります。なお、就労等の状況変更について連絡がないまま、利用調整において保育所等の利用承諾を受けた場合は、利用承諾が取消されることがあります。

Q7 第2希望以下の保育所等で利用を開始した場合、第1希望の施設への変更はできますか？

A7 年度途中での利用施設の変更は対応しかねます。新年度において施設変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく、利用者を決定するにあたり、保育の必要性の高い児童から利用を承諾することになります。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。施設の変更が決定した場合やご希望に添えなかった場合、元々在籍していた施設には新たな利用者をご案内するため、元々の施設には戻れません。

Q8 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A8 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用解除（退園）となります。求職活動をされる場合は、退職後すみやかに届け出をし、その後原則として3カ月以内に就労証明書を提出してください。実際に就労していないことが判明した場合、または仕事を辞めているにもかかわらず、ご連絡いただかなかった場合は、その時点で認定を取消し、利用解除（退園）となります。

Q9 今度生まれる子の令和2年度中の利用を申込みたいのですが、締切後の出産予定です。予約申込みはできますか？

A9 申込み時点で茂原市に住民登録が無い場合、お申込みはできません。

Q10 令和2年度中に育児休業が終了し復職する予定です。予約申し込みはできますか？

A10 5月から9月利用に限り受付します。申込み期日は4月利用と同日程です。申込み対象施設は公立保育所のみです。対象となるのは令和2年5月から9月中に育児休業が終了する方のみです。10月から3月利用につきましては令和2年度途中入所保育所等の入所・認定申請受付日をご確認のうえ、お申し込みください。

Q11 育児休業中でも保育所等の利用申請はできますか？

A11 育児休業期間中は保育の必要性が認められないため、原則として、保育所等の利用申請はできません。

ん。ただし、育児休業期間を満了して復職するときは、利用申請が可能です。また入所が決定した際に、育児休業期間を切り上げて仕事に復帰される場合も、利用申請が可能です。

なお、現在既に上のお子さんが保育所利用中で、下のお子さんの育児休業に入る場合は、所定の手続きをしたうえで、上のお子さんの継続利用が可能です。

## 保育所等での生活について

Q1 子どもが風邪を引いたときは、保育所等に預けられないのですか？

A1 保育所等は健康な児童をお預かりする施設ですので、児童に熱があるときは家庭で保育していただきます。病氣中で病状が軽度と判断され、入院を必要としない場合には病児保育を、回復期には病後児保育を利用できます。事前に登録・申込みが必要となりますので、子育て支援課窓口等に置いてあります「病児・病後児保育のご案内」（別冊）を確認し、あらかじめ施設にお問合わせください。

Q2 薬を保育所等で飲ませてもらえますか？

A2 原則として保育所等では薬を預かりません。ただし、公立保育所では食物アレルギーのある児童に限り、医師処方の一一定範囲の薬のみ、手続きを経てお預かりしております。私立保育園やその他の施設については、施設ごとで対応が異なりますので、各施設にご確認ください。

Q3 食物アレルギーがあるのですが、アレルギー対応は実施していますか？

A3 主治医の診断書をもとに除去食・代替食を可能な範囲で行っています。アレルギー対応の手続きについては、利用承認後に行われる保育所等での説明会等でお知らせします。なお、公立保育所では主治医の診断書等の書類が提出され、栄養士との面談が終了した後に給食が開始されます。開始までの期間はお弁当持参となりますのでご了承ください。また、食物アレルギーの状況によっては、お弁当持参をお願いすることもありますのでご了承ください。

Q4 感染症の病気が治ってから利用する場合に、何か書類を提出する必要がありますか？

A4 公立保育所では医師の診察を受けたうえで、登所許可書を提出していただきます。厚生労働省発行の「保育所における感染症ガイドライン」に基づき、登所許可書を作成しています。用紙は各公立保育所にあります。対象となる感染症については、各公立保育所へご確認ください。私立保育園やその他の施設については、用紙や用紙の配布方法が施設ごとで異なりますので、各施設にご確認ください。

Q5 仕事が休みの日でも預けられるのですか？

A5 保育所等は保育の必要性のあるお子様をお預かりする施設のため、お仕事がお休みの日については、ご家庭での保育をご協力いただいております。  
お仕事がお休みの際、ご家庭の用事等があり預かり希望の場合は、通っている保育所等に相談し、短時間保育のご協力をお願いいたします。

## 保育料について

Q1 母子（父子）家庭の保育料は無料になりますか？

A1 保育料は、世帯の課税額から算定しますので、母子（父子）家庭でも、課税額がある世帯は原則保育料がかかります。また、児童と同居している祖父母などの課税額から、保育料が算定されることがあります。

## 7. 一時預かり保育事業について

---

保護者の傷病等により緊急的で家庭保育が出来ない方や、育児疲れのリフレッシュをしたい方等が利用することが可能です。

◆利用場所 朝日の森保育所

◆利用できる曜日 月曜日～金曜日

◆利用できる時間 8:30～16:30

◆対象 1. 茂原市に住民登録がある生後6か月以上かつ小学校就学前のお子様。  
2. 他の保育所等・幼稚園に在籍をしていないお子様。

◆利用できる方

- ・緊急保育 保護者の疾病、災害、事故、出産等、緊急的に家庭保育が困難な方。
- ・私的事由による保育 保護者の育児に伴う心理的・肉体的な負担軽減のための保育が必要な方。

◆利用期間 ・緊急保育＝月7日以内 ・私的事由保育＝月2日以内

◆利用料金

- ・3歳未満児 2400円／1日 (年齢は4月1日現在の年齢です。)
- 1200円／半日
- ・3歳以上児 1600円／1日
- 800円／半日

※利用料金は利用日当日に集金します。

※給食費として別途250円がかかります。

◆利用方法

①朝日の森保育所に直接来所し、事前登録及び面接（アレルギーの有無等の確認）

②預けたい日について朝日の森保育所に事前に連絡し、空き状況を確認。

③預けたい日の空きが確認できたら、利用申込書をご記入のうえ、朝日の森保育所に直接来所して申込み。

④預ける当日、連絡票をご記入のうえ、ご持参ください。

※登録書類、利用申込書及び連絡票は市役所子育て支援課と朝日の森保育所の窓口に取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードすることが可能です。

◆申込期限 原則として希望日の1か月前から7日前まで

※一時預かり保育事業は、定員の範囲内で空きがある場合に在園児のクラスに入って保育するため、クラスに空きが無い場合はお預かりできません。

また、お子様の健康状態や行事など都合によっては預かることが出来ない場合があります。

事前登録、空き状況等の確認、お申込みは、朝日の森保育所 TEL (22) 3126

事業のくわしい内容は、子育て支援課 TEL (20) 1573

※私立保育施設については、直接お問い合わせください。

## 7. 茂原市内の保育施設

### 【公立保育所】

施設名称	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	時間外 (延長)	一時 預かり	生後57 日から
①本納保育所	150	本納 3302-1	34-3155	7時30分～19時	○		○
②東郷保育所	180	谷本 1795	22-2832	7時30分～19時	○		○
③豊田保育所	120	長尾 2103-1	22-5056	7時00分～19時	○		○
④鶴枝保育所	150	上永吉 1013-1	22-4709	7時30分～19時	○		○
⑤二宮保育所	90	国府関 1536-1	22-4894	7時30分～19時	○		○
⑥五郷保育所	90	綱島 102	22-5539	7時30分～19時	○		○
⑦中の島保育所	120	下永吉 787	24-1894	7時30分～19時	○		○
⑧町保保育所	120	高師 555-28	22-2544	7時30分～19時	○		○
⑨朝日の森保育所	120	茂原 1016	22-3126	7時30分～19時	○	○	○

※本納保育所は、令和3年3月末で閉園し、令和3年4月から「(仮称) 北部認定こども園※現本納保育所」へ移行します。

※五郷保育所は、令和3年3月末で閉園し、令和4年4月から「(仮称) 南部認定こども園※現五郷保育所用地」へ移行する予定です。令和3年度中は鶴枝保育所にて代替保育を行う予定ですのでご注意ください。

※中の島保育所は、令和4年3月で閉園し、令和4年4月から「(仮称) 南部認定こども園※現五郷保育所用地」へ移行する予定です。

### 【私立保育園】

施設名称	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	時間外 (延長)	一時 預かり	生後57 日から
⑩東茂原保育園	120	東茂原 13-21	23-6513	7時00分～19時	○	○	○

### 【地域型保育事業（小規模保育事業）】

施設名称	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	時間外 (延長)	生後57 日から	2歳児 クラスまで
⑪はぐくみ	19	緑ヶ丘1-48-11	22-8187	7時00分～19時	○	○	○

### 【私立幼保連携型認定こども園】

施設名称	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	時間外 (延長)	一時 預かり	生後57 日から
⑫高師保育園	314	高師 864-1	22-2419	7時00分～19時	○	○	○

### 【私立幼稚園型認定こども園】

施設名称	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	時間外 (延長)	一時 預かり	0歳児 クラス
⑬アップル幼稚園	42	押日 595	24-6685	7時30分～19時	○	○	×

※定員は保育機能部分のみ記載

※見学については各施設にお問い合わせください。

# 市内保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所

